

# 航空写真を活用した「全壊」エリアの設定（輪島・朝市通り周辺地区）

## 輪島市で生じた課題と対応

- 復興に向けての大きな一歩である罹災証明書をなるべく早く交付し、明るい話題を提供したい。
- ➔
- 航空写真と境界付近の現地調査を行い、全壊での罹災証明書が交付可能なエリアを設定し、令和6年1月19日から罹災証明書の交付を開始した。

### 1. 対象

輪島朝市通り周辺の住家約200棟

### 2. 調査方法

空中写真（国土地理院提供）、境界部分の現地調査により、一括で全壊と判定するエリアを決定※

※「令和6年能登半島地震に係る罹災証明書の迅速な交付に向けた留意事項等について」（令和6年1月13日付内閣府事務連絡）「6. 空中写真等を活用した住家の一括全壊判定」による

### 3. 交付方法

申請書に記載された住所により、対象住家であることを確認し、即日で交付

### 4. 交付開始日

令和6年1月19日



朝市通り周辺（令和6年1月撮影・国土地理院提供）



交付可能地区  
（輪島市HPより）

# オンライン申請をマイナポータルから独自フォームに切り替え

## 輪島市で生じた課題と対応

- マイナポータルによる申請を受けていたが、①全棟調査を実施するため、申請を調査済地区に限る方針となり、②郵送希望の確認、③非住家欄も必要となった。
- マイナポータルによる受付を停止し、市独自フォームにより別途申請受付を行った。



文字の大きさ: 小 中 大 背景色: 黒 青 白 ふりがなをつける 読み上げる English 簡体中文 繁体中文 한국어



### 罹災（被災）証明書交付までの流れ



輪島市ではすべての建物（住家・非住家問わず）を対象に被害認定調査を行います。  
 罹災（被災）証明書交付の準備が完了した地区から、ホームページ・LINE等でご案内いたします。調査完了地区からの交付となるため、受付順での交付はできません。  
 混雑を避けるため、案内のあった地区からの申請にご協力と、ご理解をお願いいたします。

### 交付可能地区とご案内した地区の皆様へ

窓口での罹災（被災）証明書の交付をご希望の場合は、当日窓口での申請が可能です。当日中に、罹災（被災）証明書を交付いたしますが、交付にはお時間をいただきます。時間に余裕をもってお越しください。  
 罹災（被災）証明書の郵送をご希望の場合は、申請フォーム・郵送にて申請をいただき、交付でき次第順次郵送いたします。ご希望の郵送先をお知らせください。

### 罹災（被災）証明書 申請方法

「令和6年能登半島地震」に関する罹災（被災）証明書の交付申請方法は次の3つがあります。

- 輪島市役所窓口にて直接申請  
 場所：輪島市役所新館1階 ロビースペース  
 受付時間：9：00～17：00
- 申請フォーム（輪島市ホームページ・輪島市公式LINEに掲載）  
<https://logoform.jp/form/v4X6/470950>
- 郵送（郵便が復旧次第）  
 申請様式  罹災（被災）証明書交付申請書[PDF：54.8KB]

### マイナポータルでの受付終了

マイナポータルでの申請は、輪島市の申請フォーム開設に伴い、終了といたします。今後、電子申請をご希望の方は上記の申請フォームより申請をお願いいたします。  
 ※令和6年1月18日（木）までにマイナポータルで申請された方については、他の申請方法と同様、現地調査完了し準備が整い次第、順次交付いたします。

輪島市ホームページ（令和6年1月29日時点）

# 応急危険度判定結果を活用した「全壊」判定

## 輪島市で生じた課題と対応

- 輪島市では、独自に開発したアプリにより、タブレットで応急危険度判定を実施し、建物の位置情報、判定結果、写真をデータ化し、被害認定調査への活用が可能な環境。
- 当該結果及び写真を活用し、東京都及び都内市区町村職員が「全壊」判定を実施。ただし、1次調査で重複調査が起こるなど、混乱も。

### 1. 実施時期・体制

- 令和6年1月27日（土）～29日（月）
- 東京都職員4名程度、区市町村職員35名程度

### 2. 対象

応急危険度判定において「危険」と判定された建物4,559件のうち、判定が次のいずれかである住家（合計2,251件）

- 建築物全体又は一部崩壊・落階・層破壊
- 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
- 建築物全体又は一部の著しい傾斜
- 建築物の1階の傾斜が1/20超

### 3. 調査方法

- 応急危険度判定で撮影された写真（住家ごとに1枚）と応急危険度判定士が記載したコメントにより、「全壊」判定を行う
- ※判定結果は、輪島市のシステムにリンクされる

### 4. 調査結果

- 全壊判定 : 764件
- 保留 : 1,487件
- ※応急危険度判定結果の紙が中心で、住家全体が写真に写っていないもの
- ※傾斜はあるが、写真からは1/20以上と断定できないもの 等
- 被害認定に活用するために写真撮影を求めているものではない



タブレット上の地図で建物を選択して結果を記録



タブレットで傾斜測定の記録を行う様子



応急危険度判定に活用したアプリの画面

## 2次調査における被災者への説明ぶり

### 輪島市で生じた課題と対応

- 2次調査の実施にあたって、①調査の意味が十分に理解されていないことが多かったほか、②2次調査の判定結果が下回る場合の取扱いに関する質問が多く寄せられた。
- 被災者説明資料に掲載の上、調査時に丁寧な説明を行った。

内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準」に基づいて  
家屋の被害認定調査再調査（2次調査：外観・内部調査）を行います

● 本調査は、罹災（被災）証明書に表示する被災程度を判定するために調査するものであり、家屋の安全性を判断するものではありません。

● 調査のため、全ての部屋（屋根裏、縁の下を除く）への入室、建具の開閉を行います。調査不要（部屋を見ず、無被害で算入）とする部屋があれば、調査員にお知らせください。

● 調査日までに家屋や設備を修繕した場合、調査員にお知らせください。特に、水回り（風呂、トイレ、台所など）の修繕箇所は申し出てください。

● 再調査（2次調査）により、1次調査の判定結果を下回る場合があります。そのため、判定結果が下がる可能性があることを理解した上で2次調査を受けられてください。

● 調査後、判定結果（新しい証明書）はご指定の郵送先に送付いたします。なお、調査から郵送まではお時間をいただきます。

輪島市  
罹災調査チーム  
0768-23-1125

#### ① 応急危険度判定との違いに関する説明

- 本調査は、罹災（被災）証明書に表示する被災程度を判定するために調査するものであり、家屋の安全性を判断するものではありません。

#### ② 2次調査の判定結果が下回る場合の取扱いに関する説明

- 再調査（2次調査）により、1次調査の判定結果を下回る場合があります。そのため、判定結果が下がる可能性があることを理解した上で2次調査を受けられてください。

# 2次調査は1日1班あたり2～3件

## 輪島市で生じた課題と対応

- 2次調査について、全ての部屋を確認する必要があり、1件あたり多くの時間が必要。
- 1日・1班あたり2件の枠で2次調査を運用。慣れてきた段階で、3件に増やしたが、スピードアップは課題だった。

内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準」に基づいて  
家屋の被害認定調査再調査（2次調査：外観・内部調査）を行います

- 本調査は、罹災（被災）証明書に表示する被災程度を判定するために調査するものであり、家屋の安全性を判断するものではありません。

- 調査のため、全ての部屋（屋根裏、縁の下を除く）への入室、建具の開閉を行います。調査不要（部屋を見ず、無被害で算入）とする部屋があれば、調査員にお知らせください。

- 調査日までに家屋や設備を修繕した場合、調査員にお知らせください。特に、水回り（風呂、トイレ、台所など）の修繕箇所は申し出てください。

- 再調査（2次調査）により、1次調査の判定結果を下回る場合があります。そのため、判定結果が下がる可能性があることを理解した上で2次調査を受けられてください。

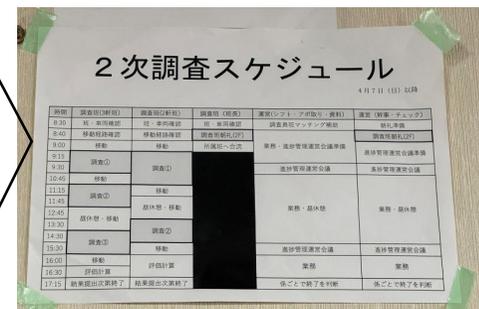
- 調査後、判定結果（新しい証明書）はご指定の郵送先に送付いたします。なお、調査から郵送まではお時間をいただきます。

輪島市  
罹災調査チーム  
0768-23-1125

- 調査のため、全ての部屋（屋根裏、縁の下を除く）への入室、建具の開閉を行います。調査不要（部屋を見ず、無被害で算入）とする部屋があれば、調査員にお知らせください。

⇒ 2次調査においては、全ての部屋への入室、建具の開閉を実施

	3件班	2件班
時間	調査班(3軒班)	調査班(2軒班)
8:30	班・車両確認	班・車両確認
8:40	移動経路確認	移動経路確認
9:00	移動	移動
9:15	調査①	調査①
9:30	移動	移動
10:45	移動	移動
11:15	調査②	移動
11:45	移動	昼休憩・移動
12:45	昼休憩・移動	移動
13:30	調査③	調査②
14:30	移動	移動
15:30	移動	移動
16:00	移動	移動
16:30	評価計算	評価計算
17:15	結果提出次第終了	結果提出次第終了



2次調査スケジュールの掲示 (R6.4.13撮影)

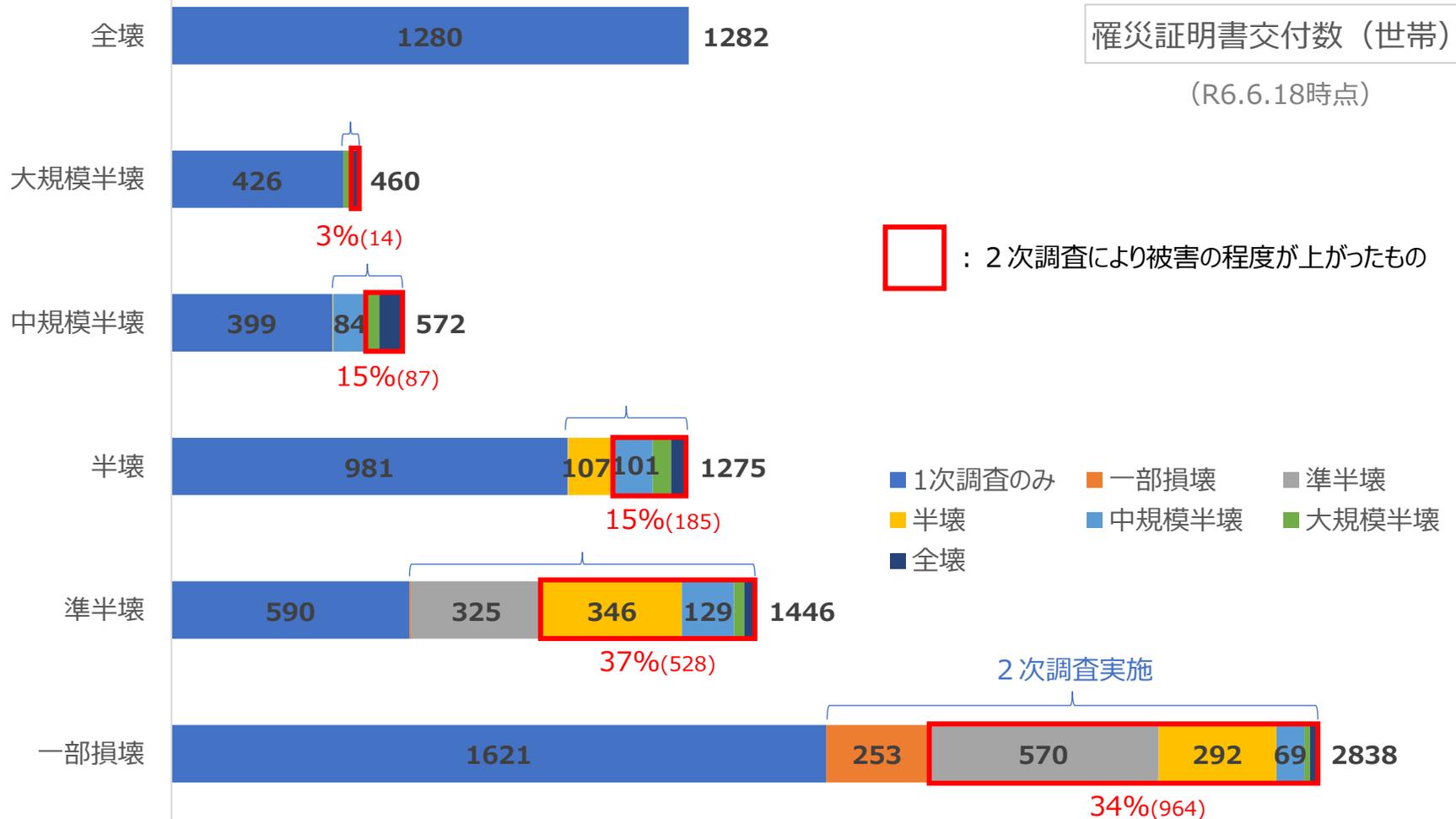
2次調査の被災者説明用資料（再掲）

# 被害の程度が小さいほど2次調査で上がる割合が大きい

## 輪島市で生じた課題と対応

- 1次調査において準半壊及び一部損壊の判定である場合、2次調査の申請割合が高かった。
- 2次調査を丁寧に実施し、特に半壊未満の建物は、被害の程度が上がる場合が多かった。
- 被害が大きいものは、1次調査で横並びを見ながら調整したが、当初はそこまで手が回らなかった。

1次調査における被害区分



## 「基礎」による全壊判定の判断基準の運用が難しい

### 輪島市で生じた課題と対応

- 全壊判定のうち、「基礎の損傷率75%以上」と「地割れ」については、判断基準が曖昧で、不平・不満や問合せが多かった。
- ➔
- 調査員である応援職員に対し、基礎を理由とする全壊判定を行う際には、必ず輪島市職員に相談するよう周知し、横並びをみて慎重に判定した。

## 1 次調査の結果と実態が合わないと感じられる場合も

### 輪島市で生じた課題と対応

- 2次調査により被害の区分が上がると考えられる住家も多かった。
- 
- 2次調査が可能であることの周知を十分に行った。

### 輪島市で生じた課題と対応

- 一部損壊判定の建物について、被災者が専門家に意見を求め、修復が出来ない旨の見解を示す資料が提示された。
- 
- 基準に従って判定し、被災者には丁寧な説明を行った。

## 輪島市で生じた課題と対応

- 非住家（納屋、店舗、事務所）についても、公費解体の要件である半壊以上かどうかを判定するニーズがあった。また、非住家の判定基準がなく、困る場合もあった。
- 調査・証明書交付に多くの時間と人手を要したが、住家の基準に準じて調査を行った。

